

# 「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」



はり師、きゅう師、  
あん摩・マッサージ・  
指圧師賠償責任保険



団体総合生活補償保険  
(日常生活賠償プラン)  
団体割引15%

この補償制度は会員の先生方が、安心して日常の業務に専念いただけるよう、**不慮の施術事故**が原因で、患者様の身体に障害を与えてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合や、**院内施設の不備・日常生活上の事故**により法律上の損害賠償責任を負った場合、その損害に対して保険金をお支払いするものです。

(この保険では、保険会社にご加入者(被保険者)に代わって損害賠償請求権者(被害者)との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、ご注意ください。\*ただし日常生活賠償のみ「示談交渉サービス(国内のみ)」があります。)

## 特 徴

### 1 法人追加被保険者特約

加入者である先生の施術業務遂行が原因で、お勤め先の法人(治療院)が法律上の損害賠償責任を負った場合も補償できます。

### 2 柔道整復師オプション(特約) (追加保険料が必要となります。)

柔道整復業務を遂行中の事故も補償できます。

### 3 介護予防事業中や機能訓練指導員\* としての業務中の事故も補償

地域支援事業における介護予防事業に従事中の事故や機能訓練指導員としての業務中の事故も補償いたします。(追加保険料は不要です。)

\*機能訓練指導員…指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)に規定する業務

### 4 施術事故以外の原因で患者様がケガを された際にも治療費をお支払い

患者様が施術所内でのケガにより入院または通院された場合にも患者様への治療費等をお支払いします。

(被害者治療費等補償特約)

## 保 険 期 間

2024年6月1日(午後4時)～2025年6月1日(午後4時) \*中途加入もできます。

## この保険制度にご加入いただける方の範囲

■ 公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会の会員に限ります。

(公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会 定款 第5条に定められた会員に限ります)

■ 非会員はこの補償制度には加入できません。

この保険は、公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会が保険契約者となる団体契約です。

代理店・扱者

エル・クリエートシステム株式会社

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

## この補償制度にご加入いただける方は…

加入者(この保険契約の申込人となり記名被保険者となれる方)は、全鍼師会へ会員登録を済ませている方に限ります。

〈被保険者の範囲について〉

- 被保険者とは、保険契約により補償を受けられる方をいいます。以下同様とします。
- 「はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険」では、「払込取扱票(加入申込票)」の氏名欄に記名した会員の先生が記名被保険者となります。
- 「団体総合生活補償保険(下記(\*1))」では、「払込取扱票(加入申込票)」の氏名欄に記名した会員の先生を被保険者本人とし、その配偶者、被保険者本人である会員の先生またはその配偶者と同居の親族・別居の未婚の子が被保険者(補償の対象者)となります。詳細は本パンフレット11ページをご覧ください。
- 「はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険」では、記名被保険者である先生の雇用主である法人が自動的に追加被保険者となります。ただし、記名被保険者である先生のはり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務に関して、法人が損害を負担する場合があります。

## この補償制度が主にお役に立つのは… 会員の先生方が法律上の損害賠償責任を負った場合です。

### 不慮の施術事故

(業務が原因の賠償)

#### 例えば

- 鍼治療の際に深刺が原因で気胸をおこしてしまった。
- 灸治療中誤って火傷をさせてしまった。
- マッサージ治療を行った結果、圧迫が強かったことが原因で大腿骨を骨折させてしまった。等

### 院内設備の不備

(業務施設が原因の賠償)

#### 例えば

- 治療院の看板に取付不具合があり、それを放置していたため落下し、駐車中の車両を傷つけた。
- 患者様の衣服が、とびだしていた診療ベッドの留金に引っかかり、破けてしまった。
- 従業員が患者様にぶつかってケガをさせた。等

### 日常生活に基づく事故

(日常生活賠償(\*1))

#### 例えば

- 自宅兼治療院内で先生の子供が躓き、患者様のかばんを破損してしまった。
- 来店された患者様の車に、先生の家族の自転車が倒れ、塗装にキズをつけてしまった。等

(\*1)会員本人だけでなく、ご家族の起こした事故に伴う法律上の損害賠償責任も含みます。詳しくは、本パンフレット11ページをご参照ください。



## 地域支援業務における介護予防事業業務中の事故・機能訓練指導員としての業務中の事故

#### 例えば

- 地域包括支援の介護予防事業(\*2)を遂行中に、患者様にケガをさせてしまった。
- 機能訓練指導員(\*3)としての業務中に、患者様にケガをさせてしまった。等 (柔道整復師オプションにご加入いただかなくても、補償されます。)

(\*2)介護予防事業とは、要支援・要介護状態になることを予防することを目的として自治体が実施する事業であり、介護保険法第115条の45に規定される事業をいいます。

ただし、事業免許を有する介護事業者のみが実施できる事業を除きます。

(\*3)機能訓練指導員としての業務…指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)に規定する業務



## 施術所内での事故(被害者治療費等補償特約(\*4)) (自動セットされます。)

(不慮の施術事故あるいは院内設備の不備による事故 以外の事故)

#### 例えば

- 患者様(=被害者)が施術所内のスロープで転んで骨折した。
- 患者様(=被害者)が施術用のベッドにつまづき脱臼した。等

支払限度額は、下記の通りです。

被害者が死亡した場合	50万円
被害者が重度後遺障害を被った場合(被るおそれのある場合を含みます)	50万円
被害者が入院した場合	10万円
被害者が通院した場合	3万円

(\*4)補償内容: 施術所内で事故(\*5)が発生し、被害者がその身体の障害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に入院または通院し、重度後遺障害を被り(被るおそれのある場合も含みます。)、または死亡した場合において、引受保険会社の同意を得て負担する治療費等をお支払いたします。ただし、1事故および保険期間中につき1,000万円が限度です。

(\*5)はり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務に起因する事故は除きます。



## 柔道整復師業務中の事故(柔道整復業務に基づく賠償)

(柔道整復師オプション(特約)にご加入いただいた場合に、補償されます。)

#### 例えば

- 左足関節捻挫の施術を行う際、テーピングを切ろうとして誤って皮膚を切った。
- 右肩鎖関節脱臼の治療中、内部で固定している金具等が折れた。等

## 年間保険料と支払限度額・保険金額

昨年度からの変更はありません

支払限度額・保険金額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額・保険金額および免責金額につきましては、払込取扱票(加入申込票)の加入型名および以下の表にてご確認ください。

セット型				新DX型	新0型	新1型	新2型	新3型	新4型
年間保険料+制度運営費(*1)				10,000円	8,760円	7,130円	5,850円	4,990円	4,430円
支払限度額・保険金額	鍼灸・ マッサージ業務 に基づく事故	身体障害	1事故につき	2億円	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
			保険期間中	6億円	3億円	15,000万円	9,000万円	6,000万円	3,000万円
	業務施設に 基づく事故(*2)	身体障害	1名につき	1億円	5,000万円	2,500万円	1,500万円	1,000万円	500万円
			1事故につき	2億円	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	被害者 治療費等	身体障害	1事故につき	2,000万円	1,000万円	500万円	300万円	200万円	100万円
被患者 治療費等	身体障害	1名につき死亡・重度後遺障害50万円、入院10万円、通院3万円(1事故・保険期間中につき1,000万円限度)							
団体総合生活補償保険 (日常生活賠償プラン)	日常生活に 基づく事故	身体障害 財物損壊等	1事故につき	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

(\*1) 上表記載の「年間保険料+制度運営費」の金額のうち、制度運営費は一律800円、残りが年間保険料となります。保険料の払込方法は、ご加入と同時にその全額を払い込む一時払のみとなります。

(\*2) 業務施設に基づく事故については、1事故につき、損害額のうち1,000円は加入者(被保険者)の自己負担となります。(免責金額1,000円)

なお、団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン)については、前年度ご加入いただいた加入者の人数に従って割引率が適用されます。

## 柔道整復師オプション(特約)

昨年度からの変更はありません

セット型(*)			A型	B型	C型	D型	E型
オプション年間保険料			6,070円	5,450円	5,000円	4,600円	3,860円
支払限度額	身体障害	1事故につき	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
		保険期間中	3億円	15,000万円	9,000万円	6,000万円	3,000万円

\* 上記、柔道整復師オプションのセット型は、鍼灸・マッサージ業務に基づく事故の支払限度額と同額以下(1事故・保険期間中と)のご選択しか出来ませんのでご注意ください。

### (柔道整復業務補償特約について)

#### ■保険金をお支払いする主な場合

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において柔道整復業務を遂行することにより、患者の身体の障害が発生し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

#### ■保険金をお支払いしない主な場合

はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険の保険金をお支払いしない場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。

①美容を唯一の目的とする柔道整復行為によって生じた損害賠償責任

②柔道整復の結果を保証することにより加重された損害賠償責任

③所定の免許を有しない者が遂行した柔道整復行為によって生じた損害賠償責任

④被保険者が、応急手当をする場合を除き、医師の同意を得ずに、脱臼または骨折の患部に施術をすることによって生じた損害賠償責任

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

#### ■支払限度額

この特約によりお支払いする保険金は、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険の鍼灸・マッサージ業務に基づく事故についてお支払いする保険期間中の支払限度額に含まれるものとします。



## ご加入方法

### 1. 未加入の方(新規加入の手続)

パンフレット添付の「払込取扱票(加入申込票)\*」に、ご加入されるセット型・ご住所・氏名等をご記入、ご確認のうえ、郵便局よりご加入されるセット型の「年間保険料+制度運営費」をご送金ください。また、次年度継続時より「口座自動引落とし制度」をご希望の方は、通信欄の「④自動引落とし希望」有に○印をお付けください。後日、手続に必要な書類を送付いたします。「口座自動引落とし制度」をご利用いただく場合で加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、次年度継続時以降、前年と同一のセット型での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

※「払込取扱票(加入申込票)」の中のご依頼人とは、加入者(申込人)をいいます。必ず、加入者(申込人)の氏名のフリガナもご記入ください。なお、保険料領収証は発行いたしませんので、「振替払込請求書兼受領証」を大切に保管してください。

### 2. 既にご加入の方(継続手続)

#### ①「口座自動引落とし制度」をご利用の方

ご加入のセット型の変更(変更届)や継続停止のご連絡がない場合、4月30日(火)にご指定口座より前年と同一のセット型の「年間保険料+制度運営費」を自動的に引落とし、ご契約を自動継続とさせていただきます。

#### ②「郵便振替送金」の方

添付の「払込取扱票(加入申込票)」にて、5月15日(水)まで(必着)に郵便局よりご送金ください。なお、5月16日(木)から5月末までに郵便局よりご送金がなされた方の保険始期(補償開始)日は、6月15日(土)(午前0時)となりますので、あらかじめご了承ください。

## 中途加入の場合の保険料・保険(補償)期間

保険期間途中、2025年6月1日までの中途加入ができます。添付「払込取扱票(加入申込票)」にて下記「補償開始月」の「中途加入保険料+制度運営費」をお支払いください。

〔中途加入保険料+制度運営費〕

(単位：円)

補償開始月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
新DX型	10,000	9,230	8,470	7,700	6,930	6,170	5,410	4,630	3,870	3,100	2,330	1,570
新0型	8,760	8,090	7,440	6,770	6,110	5,440	4,790	4,120	3,450	2,790	2,130	1,470
新1型	7,130	6,590	6,080	5,540	5,030	4,490	3,980	3,440	2,900	2,390	1,850	1,340
新2型	5,850	5,430	5,010	4,590	4,170	3,750	3,330	2,910	2,480	2,070	1,640	1,230
新3型	4,990	4,640	4,300	3,940	3,600	3,240	2,910	2,550	2,190	1,850	1,510	1,150
新4型	4,430	4,130	3,820	3,520	3,220	2,910	2,630	2,320	2,010	1,710	1,410	1,100
(うち制度運営費)	(800) 左記制度運営費は、上記の表に記載の金額に含まれております。											

〔柔道整復師オプション保険料〕

(単位：円)

補償開始月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
A型	6,070	5,560	5,060	4,550	4,050	3,540	3,040	2,530	2,020	1,520	1,010	510
B型	5,450	5,000	4,540	4,090	3,630	3,180	2,730	2,270	1,820	1,360	910	450
C型	5,000	4,580	4,170	3,750	3,330	2,920	2,500	2,080	1,670	1,250	830	420
D型	4,600	4,220	3,830	3,450	3,070	2,680	2,300	1,920	1,530	1,150	770	380
E型	3,860	3,540	3,220	2,900	2,570	2,250	1,930	1,610	1,290	970	640	320

【ご注意】

◇毎月1日より15日までの送金分→翌月1日(午前0時)から補償開始、

毎月16日より月末までの送金分→翌月15日(午前0時)から補償開始となります。

(例)「7月20日」にご送金いただく場合、補償開始月は翌月の「8月」となります(補償開始は8月15日)ので、ご加入されるセット型の8月の「中途加入保険料+制度運営費」をご確認のうえ、お手続きください。(新DX型にご加入される場合、8,470円を送金ください。)なお、制度運営費(800円)は、上記の表に記載の金額に含まれております。

## ご加入内容の変更・脱退のお手続

本制度の窓口である「日本鍼灸マッサージ協同組合」までご連絡ください。

日本鍼灸マッサージ協同組合 TEL：03-3358-6363／FAX：03-6380-6032

## 事故情報に関するご案内

保険会社に通知された事故情報は、日本鍼灸マッサージ協同組合・相談室へ提供いたします。これにより相談室から皆さまへの寄り添ったアドバイスが可能になります。

事故情報の協同組合・相談室への提供をご了解いただけない場合は、本制度にご加入いただけません。

## 補償の内容

### 1. はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険

#### (1) 保険金をお支払いする主な場合

業務危険補償（はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特別約款）

●日本国内において被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う、はり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。

\*「身体の障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

\*「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

- はり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務による患者の身体の障害を、加入者が最初に認識した時、または認識し得た時
- 被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると加入者が認識した時、または認識し得た時

追加被保険者補償（追加被保険者特約）

●記名被保険者の雇用主である法人が追加被保険者となります。ただし、加入者（記名被保険者）のはり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務に関して、追加被保険者が損害を負担する場合があります。

施設危険補償（施設危険補償特約）

●被保険者がはり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務を遂行するために所有、使用または管理する加入者証記載の施設もしくは設備、またはその業務の遂行に起因して保険期間中に生じた偶然な事故により、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

被害者治療費等（被害者治療費等補償特約）

●施術所内で事故<sup>(注)</sup>が発生し、被害者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、入院もしくは通院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が引受保険会社の同意を得て負担する治療費等に対して保険金をお支払いします。（重度後遺障害とは、政府労災の第1級～第3級に相当する後遺障害をいいます）

(注)はり、きゅう、あん摩・マッサージもしくは指圧の業務に起因する事故は除きます。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

加入者には、普通保険約款、特別約款および特約は配布しておりませんので、必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

#### (2) お支払いの対象となる損害

<普通保険約款でお支払いの対象となる損害>

①損害賠償金 <sup>(注)</sup>	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

(注)「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、被害者治療費等補償特約の対象となる場合を除き保険金のお支払いの対象とはなりません。

<被害者治療費等補償特約でお支払いの対象となる損害>

●治療費等とは、事故の日から1年以内に被保険者が負担した次の費用をいいます。（現実に支出した通常要する費用に限ります）

- ・入院または通院した場合の治療費用
- ・重度後遺障害を被った場合の治療費用
- ・死亡した場合の葬祭費用
- ・見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用（ただし、社会通念上妥当な額を限度とします）



### (3)保険金をお支払いしない主な場合等

#### <普通保険約款でお支払いしない主な場合-業務危険補償、施設危険補償共通>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損または汚損)について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。) 等

#### <はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特別約款でお支払いしない主な場合>

- 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両(原動力がもっぱら人力であるものを含みます。)、自動車(原動機付自転車を含みます。)、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 名誉毀(き)損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- 業務の結果を保証することによって加重された損害賠償責任
- 被保険者が外科手術を行いまたは薬品を投与し、もしくはその指示をするなどの行為によって生じた損害賠償責任
- 被保険者が、あん摩・マッサージ・指圧師の場合は、医師の同意を得ず脱臼または骨折の患部に施術を行ったことによって生じた損害賠償責任
- 被保険者が業務の遂行につき、所定の資格を有しない場合には、その業務の遂行に起因して加入者が被る損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害 等

#### <特約でお支払いしない主な場合-施設危険補償特約>

- 施設の新築、改築、修理、取壊し等の工事によって生じた損害賠償責任
- 航空機、昇降機、自動車(原動機付自転車を含みます。)または施設外における船舶もしくは車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理によって生じた損害賠償責任
- 業務の遂行にあたり発生した、その業務の対象となる者の身体の障害によって生じた損害賠償責任 等

#### <特約でお支払いしない主な場合-被害者治療費等補償特約>

次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等

- 治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)の故意
- 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)の同居の親族または別居の未婚の子の行為
- 被害者の心神喪失
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打
- はり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務の遂行にあたり発生した、その業務の対象となる者の身体の障害 等

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。(加入者には、普通保険約款、特別約款および特約は配布しておりませんので、必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。)

## 2. 団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン)

※印を付した用語については、6ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

### 保険金の種類 日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約

#### (1)保険金をお支払いする場合

- ①保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合
- ②日本国内において保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等<sup>(\*)</sup>を運行不能<sup>(\*\*)</sup>にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合

ア. 本人の居住の用に供される住宅<sup>(\*\*\*)</sup>の所有、使用または管理に起因する偶然な事故  
イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

- (\*) 1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。
- (\*) 2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。
- (\*) 3) 敷地内の動産および不動産を含みます。

(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者\*、同居の親族および別居の未婚\*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りまゝ)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。

#### (2)保険金のお支払額

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額\*(0円)

- (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。
- (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。
- (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。
- (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。
- (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

### (3)保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害
- 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)
- 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族\*に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

- 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任
- 心神喪失に起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任
- 自動車等\*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 戦争、その他の変乱\*、暴動による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害

など

#### <団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン)特約の説明>

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

#### <団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン)※印の用語のご説明>

用語	説明
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
サ行 親族	6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
八行 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
マ行 未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

## 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

### 【はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険】

はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師業務に起因した身体障害事故を発見した場合、施設に起因した事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| ①ケガ人の救護(救急車は119番) | ③相手の確認  |
| ②損害の発生および拡大の防止    | ④目撃者の確認 |

三井住友海上へのご連絡は  
24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く  
**0120-258-189** (無料)へ

### 【団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン)】

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

## 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください

### 【はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険】

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

### 【団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン)】

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

#### <示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

#### <示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合



## 保険金のご請求時にご提出いただく書類

### 【はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険】

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup> (注)事故発生状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(損壊財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用、権利保全行使費用、緊急装置費用、協力費用、争訟費用等の費用が確認できる書類、明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

### <被害者治療費等補償保険金について>

保険金のご請求に必要な書類
①治療費等の請求書または見積書等、治療費等の発生を証明する書類
②被害者以外の医師の診断書
③被害者またはその法定相続人の受領証等、治療費等の支払を証明する書類

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします<sup>(注3)</sup>。

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

### 【団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン)】

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書
  - 引受保険会社所定の同意書
  - 事故原因・損害状況に関する資料
  - 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
  - 引受保険会社所定の診断書
  - 診療状況申告書
  - 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
  - 死亡診断書
  - 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
  - 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
  - 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。



## 代理請求人について

### 【団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン)】

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(\*)</sup>等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(\*)</sup>」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者<sup>(\*)</sup>」または「上記②以外の3親等内の親族」

(\*)法律上の配偶者に限ります。

## 保険金支払いの履行期

### 【団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン)】

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(\*)1</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認<sup>(\*)2</sup>を終えて保険金をお支払いします<sup>(\*)3</sup>。

(\*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(\*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(\*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

## ご契約に際して

■ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

■この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

■<保険会社破綻時等の取扱い>

【はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険】

○損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

○また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

【団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン)】

○引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。)

○損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

■<個人情報の取扱いについて>

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

#### 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、加入者への助言を目的として、加入者等より引受保険会社に通知された保険金請求情報等を、本制度の窓口である「日本鍼灸マッサージ協同組合・相談室」に提供します。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

## ご加入内容確認事項 団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン)

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。**

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 支払限度額・保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

お申込み内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

\* ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについての確認は不要となります。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
- ・既にご加入されているが継続されない場合

2015年10月1日以降始期契約用

はり師、きゅう師、  
あん摩・マッサージ・  
指圧師賠償責任保険を  
ご加入いただくお客さまへ

### 重要事項のご説明

この書面でははり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※払込取扱票(加入申込票)への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

### 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1)商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
はり師、きゅう師、 あん摩・ マッサージ・ 指圧師賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 +はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・ 指圧師特別約款 +施設危険補償特約(自動セット) +被害者治療費等補償特約(自動セット) +対象業務に関する特約(自動セット) +追加被保険者特約(自動セット) +柔道整復業務補償特約(任意セット) <sup>(注)</sup>

(注)任意セットの特約は必要な場合にセットします。「(3)セットできる主な特約」をご参照ください。

### (2)補償内容

#### ■被保険者

保険の種類	被保険者 (ご加入いただいた保険契約で 補償を受けられる方をいいます。)
はり師、きゅう師、 あん摩・ マッサージ・ 指圧師賠償責任保険	払込取扱票(加入申込票、引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の「ご依頼人」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

#### ■保険金をお支払いする主な場合

「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」本文4ページをご参照ください。

#### ■お支払いの対象となる損害

「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」本文4ページをご参照ください。

#### ■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」本文5ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

### (3)セットできる主な特約

セットできる主な特約は「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」本文2ページをご参照ください。特約の内容の詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### (4)保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」表紙にてご確認ください。

### (5)支払限度額等

「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」本文2ページをご参照ください。



## 2. 保険料

保険料<sup>(注)</sup>は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」本文2～3ページにてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

## 3. 保険料の払込方法について

「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」本文3ページをご参照ください。

### 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

## 2. 告知義務・通知義務等

### (1)ご加入時における注意事項

#### (告知義務—払込取扱票(加入申込票)の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に払込取扱票(加入申込票。引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、代理店・扱者には告知受領権があります(代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。払込取扱票(加入申込票)に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違う場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、払込取扱票(加入申込票)の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### (2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- 保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、払込取扱票(加入申込票)に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。注意喚起情報のご説明の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」本文3ページ記載の方法により払い込んでください。記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

### (1)保険金をお支払いしない主な場合

「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」本文5ページをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### (2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

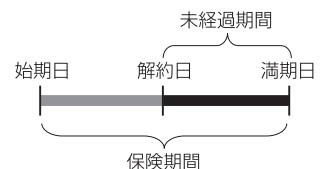
特にご注意ください

保険料は、「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」本文3ページ記載の方法により払い込んでください。「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」本文3ページ記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

## 6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申し出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。





## 7. 保険会社破綻時等の取扱い

「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」本文8ページをご参照ください。

## 8. 契約取扱者の権限

「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」本文14ページをご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱い

「全鍼師会110番補償制度のおすすめ」本文8ページをご参照ください。

## この保険商品に関するお問い合わせは

代理店・扱者 **エル・クリートシステム株式会社**

千葉県千葉市中央区新宿1-5-8-3B

TEL：043-248-0622 FAX：043-246-7926

## 保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



## 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**  
0570-022-808(ナビダイヤル(有料))

【受付時間】平日 9：15～17：00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

## 重要事項のご説明

### 契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a)本人 <sup>(*)1</sup> (b)本人 <sup>(*)1</sup> の配偶者 (c)同居の親族(本人 <sup>(*)1</sup> またはその配偶者と同居の、本人 <sup>(*)1</sup> またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 <sup>(*)1</sup> またはその配偶者と別居の、本人 <sup>(*)1</sup> またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 <sup>(*)2</sup> 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(\*)1 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(\*)2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

### (2)補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレット5ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

本パンフレット5ページをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本パンフレット6ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

### (3)セットできる主な特約およびその概要

本パンフレット5～6ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、本パンフレット表紙にてご確認ください。

#### (5)引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレット2ページの保険金額欄および普通保険約款・特約等にてご確認ください。

## 2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、本パンフレット2ページの「年間保険料と支払限度額・保険金額」にてご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法について

本パンフレット3ページをご参照ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

### 注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

## 2. 告知義務等

### (1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「◆」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

・他の保険契約等<sup>(\*)</sup>に関する情報

(\*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

### (2)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等<sup>(\*)</sup>で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
- (\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

## ■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

### <補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット3ページ記載の方法により払込みください。本パンフレット3ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

### (1)保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレット6ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### (2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガを発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、本パンフレット3ページ記載の方法により払込みください。本パンフレット3ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

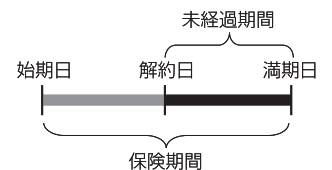
## 6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

## 7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。



## 8. 保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレット8ページをご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱いについて


本パンフレット8ページをご参照ください。



## この保険商品に関するお問い合わせは

代理店・扱者 エル・クリエートシステム株式会社  
千葉県千葉市中央区新宿1-5-8-3B  
TEL：043-248-0622 FAX：043-246-7926

## 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)  
「チャットサポートなどの各種サービス」  こちらからアクセスできます。  
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



## 万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。  
24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」  
0120-258-189(無料)事故はいち早く

## 指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター** 【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

- ・受付時間[平日 9：15～17：00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

## その他のご説明 (共通)

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. お申込時にご注意いただきたいこと～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

### (1) 保険契約者および申込人・記名被保険者について

■この保険は公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

■ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

申込人	公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会の定款第5条に定められた会員に限ります。
記名被保険者	公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会の定款第5条に定められた会員に限ります。

### (2) 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### (3) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高い等、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

## 2. お申込後にご注意いただきたいこと～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

【お問い合わせや保険加入のお申込みは】

〈お申込み先〉

日本鍼灸マッサージ協同組合

東京都新宿区四谷3-12-17

TEL : 03-3358-6363 FAX : 03-6380-6032

〈代理店・扱者〉

エル・クリエートシステム株式会社

千葉県千葉市中央区新宿1-5-8-3B TEL : 043-248-0622 FAX : 043-246-7926

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社 広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL : 03-3259-6692